

平成 21 年 11 月 4 日
入札監理小委員会

入札監理小委員会における審議の結果報告

独立行政法人日本貿易振興機構 ビジネスライブラリー運営業務における 官民競争入札実施要項

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）のビジネスライブラリー運営業務については、官民競争入札により、平成 22 年度から実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。これに基づき、日本貿易振興機構から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 民間事業者に求める創意工夫について（実施要項 3、28 頁）

【論 点】

仕様書において業務内容が詳細にわたって規定されているが、民間事業者の創意工夫をどのように求めているか明らかにすべき。

【対 応】

仕様書の冒頭において、民間事業者の創意工夫に関する基本的な考え方を明示した。

2. 委託費の支払いについて（実施要項 8 頁）

【論 点】

モニタリング結果の確認後に支払うなど、業務の着実な実施を担保するプロセスがあってもよいのではないか。

【対 応】

民間事業者との間で行う月例報告会での業務実施状況の確認後に、モニタリングを実施した月にはその結果もあわせて確認後に支払うこととした。

3. 消耗品の調達について（実施要項 9、71 頁）

【論 点】

業務に必要な消耗品は機構から民間事業者に支給することとなっているが、民間事業者のノウハウを活かした効率的な調達が可能ではないか。

【対 応】

一部特殊な規格のもの等を除き、消耗品調達は民間事業者が行うこととした。

4. 落札者の決定の際の質の評価項目の設定について

（実施要項 13、77 頁）

【論 点】

企画書評価表の加点項目において、必須条件とも思える観点があり、加点項目と必須項目の間での位置づけの整理が必要である。

【対 応】

加点項目の観点を精査し、必須で求める観点については必須項目に整理したうえ、他の加点項目の観点を表現についても、内容が明確になるよう修正した。

5. 民間事業者に求める報告の内容について（実施要項 18、67 頁）

【論 点】

民間事業者に求める報告に関する記載について、実際の作業内容、作業量が的確にわかる内容に修正、整理することが必要である。

【対 応】

作成すべき時期毎に、作成すべき報告書の種類、記載すべき内容、提出の要否、提出期限等について、表形式で整理した。

以 上